

## 第5号様式（証人等調書）

証人調書 (この調書は、第16回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印
事件の表示	平成25年(ワ)第443号	
期日	平成28年10月28日 午後1時30分	
氏名	樺澤秀木	
年齢	57歳(昭和[ ]生)	
住所	[ ]	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳述の要領		
速記録のとおり		
以上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に、「以上」と記載する。

## 速記録(平成28年10月28日 第16回口頭弁論)

事件番号 平成25年(ワ)第443号

証人氏名 樺澤秀木

原告ら代理人(八木)

甲第41号証を示す

- 1 これは、証人の陳述書ですけれども、これの最終ページの署名捺印は証人のもので間違いないですね。  
はい、間違ないです。
- 2 ここに書かれてあるのは、我々が証人からお話を伺ってまとめたものということで、書いてあることに間違いないということでおろしいですか。  
はい、よろしいです。
- 3 では、証人の御経験について伺います。佐賀大学に赴任された時期、いつ頃でしょうか。  
1999年だったと思います。
- 4 その際は、役職としてはどういう形で赴任されましたか。  
経済学部の助教授です。
- 5 その後、教授に昇格されたのはいつですか。  
記憶が定かではないですけれども、2005年か6年かの10月ですね。
- 6 2005年の10月というふうに事前には伺っていますが。  
はい。
- 7 証人の専門分野は何でしょうか。  
環境法及び法社会学です。

8 では、本件のことで少しずつ伺ってまいりますけれども、佐賀大学が平成  
25年1月1日から退職金の支給率を引き下げたということがありますけ  
れども、このことは証人は御存じですか。

はい、知っております。

9 この引下げを行った平成25年1月1日当時、証人は本庄事業場の過半数  
代表者に就任されていたということでよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

10 この過半数代表者というのは、どうやって選ばれることになるんでしょう  
か。

形式的にはその事業場の過半数の人の署名を得て選ばれることに  
なっていますけれども、本庄事業場では、慣例としてその前年度  
の組合の委員長が立候補の形になって、そして選ばれるとい  
うことになります。

11 では、この時期の前年度については組合の委員長を証人はなさっていたと  
いうことですね。

そのとおりです。

12 では、本庄事業場ですけれども、ここの佐賀大学内の構成と言いますか、  
所属している学部など、お分かりの範囲でお答えいただけますか。

学部は、当時文化教育学部でしたけれども、文化教育学部、経済  
学部、理工学部、農学部の教職員及び本部事務局の教職員から構  
成されております。

13 佐賀大学では、本庄事業場のほかに幾つ事業場があるか御存じでしょうか。  
正式な数は分かりませんけれども、医学部のほうにもありますし、  
それから農場のほうにもあります。あと、附属の学校幾つかあり  
ますけれども、それぞれにあるというふうに伺ってます。

14 8つあるということを伺ったことがあるんですけれども、それで間違いな

いですか。

はい、そうですね。

15 その中の本庄事業場というところの過半数代表者ということだったんす  
よね。

はい、そうです。

16 では、退職金引下げの件で具体的に伺いますが、証人に大学側からこの退  
職金引下げの件で連絡があったのはいつ頃のことか、覚えてらっしゃいま  
すか。

年末だったと思います、12月に入ってからですね。正確に時期  
は今は覚えておりませんけれども、年末に、慌ただしい頃です。

17 その時期というのは、その切下げが行われる25年の1月1日の直前の1  
2月ということでおよろしいですね。

そうです。

乙第38号証を示す

18 これは、大学から証人宛てにも来ているメールなんですけれども、これは  
見覚えがありますか。

はい、あります。

19 その日付が平成24年12月21日となっております。

はい。

20 このメールの中身、本文の「人事課寺田です。」のところから下に5行目、  
「何かご質問等ありましたら、人事課寺田あて照会くださるようお願ひし  
ます。」と書いてあります。このメールを見て、証人は何のメール、どの  
ようなメールだというふうに認識されたでしょうか。

これは、資料を添付して送られてきましたけれども、理解度がと  
言いますか、十分な説明を受けないと理解できないなというふう  
に思います。ですから、質問等ありましたらということですけど

も、質問も具体的に考えられないということですね。そういうふうに思いました。

21 では、このメールが過半数代表者の1人である証人に対して意見聴取を求められているメールだというふうにお感じになりましたでしょうか。

いいえ、とてもそういうふうには思いませんでした。

22 この本文の中には、労働基準法の90条とか労働契約法の11条といった条文の記載などはございませんか。

はい、ありません。

23 では、このメールをもらった証人としては、何か返信をされたんでしょうか。

ええ、メールを送られただけでは理解しがたいということで、説明会を開いてもらいたいという返信をいたしました。

甲第24号証を示す

24 この上から3分の1ぐらい、「人事課寺田様」から始まる文ですけれども、「経済学部樫澤です。」ということですね。

はい。

25 今、証人がおっしゃっていただいた説明会を開くようにというメール、それはこのメールということによろしいですかね。

はい、そのとおりです。

26 その日付ですが、「人事課寺田様」という上から3分の1の上のほうにありますけども、12月22日に証人が人事課にメールしたということですね。

はい、そうです。

27 証人は、この説明会を人事課宛てに求めたわけですけれども、どうして説明会を開いてほしいというふうに思われたんでしょうか。

先ほども申しましたとおり、メールに資料が添付されておりまし

たけれども、それを見ただけでは理解できませんので、当然疑問点も思い浮かびませんので、詳しい説明をしていただきたいということで要求したわけです。

28 質問するためにもきちんと説明を受けてからじゃないと質問できないじゃないかと、そういった御趣旨ですかね。

そうです。

29 では、証人としては過半数代表者への意見聴取が行われている、そういう認識は持てなかったメールなわけですけれども、証人としては過半数代表者の意見聴取というものがどういった形で行われるのが普通だと、一般的だというふうにお考えだったんでしょうか。

私は前年度組合の委員長をしておりましたけれども、そのときには説明会が行われて、団体交渉等を繰り返しました。過半数代表者になってからも、同様に説明会が行われるものというふうに思っていました。

30 では、先ほどの証人から人事課に宛てたメールに対して、人事課、大学側から説明会を開くという返信がその後来たんでしょうか。

大分たってから来たと思います、年明けてからだと思います。

乙第39号証を示す

31 これもメールですけれども、日付を見ますと、平成24年12月26日付けとなってます。これ人事課からのメールですけれども、このメールには、メール本文の下から2行目ですね、「説明会の予定等について別添のとおりお知らせいたします。」と書いてあります。これ、過半数代表者である証人に対して説明会の予定について別添のとおりお知らせしますというふうなメールですね。

はい。

32 別添というのは次のページ、39号証の2ページからありますけども、こ

- の別添、メールに添付されていた文章を見て、説明会が行われるんだというような認識をお持ちになることができましたでしょうか。
- いえ、これは、いつ説明会を行うとかいうようなことは書かれてないんじゃないんじやないんでしょうか。ですから、説明会をいつ行うということを知らせたものだとは思いませんでした。
- 33 別添のほうの最後のところですけども、「・佐賀大学教職員組合との交渉については、平成24年12月25日に実施し」というようなことは書いてありますけども、過半数代表者への説明会のことは書かれてないと、そういう御認識ですね。
- はい、そうです。
- 34 では、その後、年が明けて、翌年の1月16日に人事課の寺田氏からメールが来ますけれども、そのことは覚えてありますか。
- ええ、覚えております。
- 甲第38号証を示す
- 35 この上から3分の1辺りから、「寺田龍一」という氏名の後、「平成25年1月16日」という形で、「各事業場過半数代表者様」ということでメールが書かれています。このときに退職金切下げに関しての意見聴取のメールということで証人は認識されたということでよろしいですかね。
- そうです。
- 36 この説明会の開催ということに対して、証人自身は返信をされていますよね。
- これ、説明会ではなくて、意見書を書けという内容ではなかったでしょうか。
- 37 そうです、失礼しました。この寺田氏からのメールは意見書を書いてほしいというメールですね。
- そうです。
- 38 それに対して、証人は、意見書を書く書かないということについて、何か行動を起こされたんですかね。
- ええ。結局説明会は行われないまま意見書を書けということでしたんで、とても書けるものではないと。で、ちょっと困りはって、労基署に電話いたしまして、こういうことだけれども、佐賀大学は説明会も開かずに意見書を書けというふうに言ってきてると、どうしたらいいかというふうに尋ねました。
- 39 労基署のほうはどういうような回答だったでしょうか。
- 労基署も困ったような感じでしたけれども、佐賀大学がそういうことをするはずがないと、佐賀大学ともあろうものがというような感じでしたけれども、そういうことをするはずがないと、ちゃんとされるんではないですかというお話をでした。
- 40 では、実際この労基署の相談の段階で説明会の実施はあったんでしょうか。
- いえ、ありません。
- 41 で、更に説明会を実施する予定というのは決まってたんでしょうか。
- いや、決まっていなかったと思います。
- 42 では、証人は過半数代表者として意見書も書けないという状態ですね。
- そうです、はい。
- 43 そこで、証人は大学側に再度説明会を開くようにというふうにメールを送ったということでしょうか。
- はい、そうです。
- 44 それが先ほど見ていただいた甲38号証ということですかね。
- そうです、はい。
- 45 その後、佐賀大学から連絡というのはありましたでしょうか。
- ええ。私の印象ですけれども、すぐにというか、13日のうちに、いついつ説明会を行いたいというようなメールがあったと記憶し

- てます。
- 46 そのメールの前に、大学からのメールの前に、意見書を出すようにという形で何か電話を大学からもらった、そういう御記憶ありますか。
- 電話をもらったような記憶もあるんですけれども、定かではありません。
- 47 では、先ほどおっしゃった大学側から説明会を開きますというメールをもらったということですかね。
- はい。
- 甲第39号証を示す
- 48 この下の部分、平成25年1月24日付けの文書ですけれども、これが説明会を開きますというお知らせだったと、そういう御認識ですかね。
- はい、そうです。
- 49 実際に説明会を開くというお知らせは1月24日にあったようなんですねども、実際に説明会を開かれたのはいつ頃だったか御記憶ですか。
- 1月、月末だったと思います。
- 50 その辺は、2月の最初のほうだというような御記憶ではないですか。
- 2月の最初だったかもしれないですけれども、2月の最初だと試験に入るからですね、多分1月末だったと思います。
- 51 この大学側からのメールをもらって、1週間程度で説明会があったんじやないかと、そういう御記憶ですか。
- そうです。
- 52 では、その説明会では退職金引下げについてどのような説明があったか覚えてますか。
- 十分記憶はありませんけれども、大学は、退職金については文科省から来るお金で対応しないといけないと、だからどうしようもない。あと、そのまま退職金を引き下げない場合には国民の理解が得られないというようなことも言われたんではないかとは思ってますけれども。
- 53 例えば佐賀大学の財政資料を見せてもらいながら、こういう財政的に厳しい状況があるから引き下げなきやいけないんだと、そういうような説明はあったんでしょうか。
- 私が前年に組合の委員長をしてたんで、記憶が混同してるところはあるんですが、前年は、そういうふうな一応財務資料と、しかし、A4の1枚のペラっとしたみたいなものでしたけれども、ポンチ絵みたいなものでしたけれども、それでした。で、今回の退職金引下げに当たってはそういう資料もなかったんじゃないかな。もしかしたら記憶違いかもしれませんけれども、いずれにしてもそういう資料があったとしてもごく簡単なものだったと思います。
- 54 では、証人の印象としては、十分に財源について説明を受けた、そういうふうには思わなかったということですか。
- ええ、思いませんでした。
- 55 ただ、その説明会を受けて、証人は意見書を出されたということですね。
- はい、そうです。
- 乙第45号証を示す
- 56 これが証人が出されたという意見書ですね。
- はい。
- 57 2枚目一番下に証人のサインがございますね。
- はい、そのとおりです。
- 58 この意見書の中で、退職金切下げについて、証人はどういった御意見を出されたんでしょうか。
- 前年度から給与の1割カットと、平均七点何パーセントでしたけれども、教授に当たっては1割ぐらいですけれども、そういうカ

ットがありまして、更に退職金もまた減額されるということであれば、大変な問題だというふうに思って書きました。

59 退職金の切下げ自体については、賛成、反対、どちらの立場で意見を書かれたんでしょうか。

反対です。

60 では、この意見書を書かれたときですけれども、佐賀大学のほうでは、平成25年1月1日に既にもう切下げを実施されましたね。

はい、そうです。

61 意見聴取自体が切下げ実施後の1月の末に行われて。

そうです。

62 意見書提出自体が2月になったということですが、この順序について証人は当時どういうことを思われたんでしょうか。

非常に腹立たしく思っておりました。過半数代表者の、何と言いますかね、地位というのはそんなに強いものではないというのは思っておりましたけれども、説明会もせず、そして意見聴取も行わずに、先に実施して、そしてその後で取り繕うような感じで説明会、そして意見書というように行われるの非常におかしなものだというふうに思っておりました。

63 そのほか、この退職金引下げの件で何かおっしゃりたいことがあればお願ひします。

その意見書にも書いておりますけれども、大学の法人化以降、そこで働く者の身分というようなのが、私は無保護の状態になっているんじゃないかというふうに思っておりましたし、今も思っております。あるときには公務員扱いで、あるときには民間扱いということで、何か都合のいいようにずっと切り下げるられているんじゃないかというふうに思っておりましたし、今も思っております。

す。

被告代理人（青山）

64 証人は平成23年度には組合の委員長であったということですが、今回の過半数代表者としてやり取りをされていた平成24年の12月頃は、何か組合の役職には就かれていたんでしょうか。

いや、就いておりません。

65 次に、過半数代表者としての意見の経緯についてですが、過半数代表者の意見、先ほど説明会を証人は要望して、その説明会を踏まえて意見書を2月に提出されたと伺っておりますが、記録によりますと、ほかの過半数代表者の方は1月16日から証人が説明会を要望するまでの間に意見書を提出されていると考えているんですが、間違いないでしょうか。

ほかの方がいつ出されたのかは私は存じません。

66 どのような意見を出されたかまでは御存じないんですかね。

ええ、知りません。ただ、ほかの過半数代表者の方にも一緒に説明会を要求しましようという呼び掛けのメールをしたのは確かです。

乙第38号証の5枚目を示す

67 これは、証人ではなくて、24年末に退職予定の方に9月27日に大学が発出した文書なんですが、証人はこちらの文書を御覧になったことはございますか。

いや、ないと思います。

68 9月27日に何か、退職をする予定の人に大学が通知をしてたということは聞いたことはありますか。

後で、説明会とかこれら辺の資料で退職予定の人には説明を行っているところですがというような趣旨のことが書かれていたんで、事前にそういう方には説明されたんだなあというふうに思つ

ただけです。

69 証人の陳述書の1ページ目の2段落目ぐらいを見ますと、何か内閣でそういう閣議決定が出た後、退職金の引下げの話が出るかなあということはうすうす感じてはいたかのような記載があるんですが、2012年の8月から9月、10月頃の間に、何か具体的にこうなるんじゃないかというような情報が入ってきてたんでしょうか。

いえ、具体的な情報というのではないです。噂話とかあるいは報道の限りぐらいで、大学のほうから何か具体的な情報があるということはありませんでした。

(以上)

佐賀地方裁判所

裁判所速記官 中村民江